

# 障がい者デイサービス事業 重要事項説明書

合同会社どりい夢  
障がい者デイサービス事業所 ぽこ あ ぽこ

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条および第77条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して障がい者デイサービスを提供します。

## 1. 事業者

事業者の名称	合同会社どりい夢
法人所在地	岐阜県各務原市蘇原柿沢町3丁目2番地35
代表者氏名	代表社員 高橋 寿子
認可年月日	平成24年11月6日

## 2. 事業所の概要

種類	障がい者デイサービス事業
目的	地域で生活する障がい者等に対し、地域の実情に応じて創作的活動および訓練の機会の提供、社会との交流の促進等を図ることにより、障がい者等の地域生活の支援を行う。
名称	ぽこ あ ぽこ
管理者名	高橋 寿子
所在地	岐阜県各務原市蘇原東栄町2丁目123番地 COZY HOUSE 1階東
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい者等が、個人の尊厳を保持しつつ地域社会において自立した生活を営むことができるように、利用者の身体・精神の状況やその置かれている環境に応じた適切なサービスを提供する。</li><li>実施にあたっては、利用者および家族（以下「利用者等」という。）の意思および人格を尊重し、従業者と利用者等間の信頼関係を形成し、利用者等のニーズに基づいたサービスの提供に努める。</li><li>実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障がい福祉サービス事業者等との綿密な連携に努める。</li></ul>
電話番号	090-6610-4153
登録年月日	令和3年6月1日 各務原市
利用定員	10人

### 3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類、業務	員数、区分
管理者	従業者および業務の管理	1名
支援員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 創作的活動の機会の提供および支援</li><li>・ 社会との交流の促進およびレクリエーションの支援</li><li>・ 送迎サービスの提供</li></ul>	2名以上
調理員	給食業務	1名
事務職員	事務処理	1名

### 4. 営業日および営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日から1月4日まで）とその他事業所が定める休業日を除く。
営業時間	午前9時から午後4時までとする。
サービス提供時間	午前9時から午後4時までとする。 ただし、利用者等の障がいの状況等に応じて活動時間を調整する。

### 5. 事業所が提供するサービス

#### (1) 障がい者デイサービスの内容

創作的活動	手芸および工作等
自立訓練・ 社会適応訓練 および支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様々な活動を通して、生活に必要な知識および能力の向上を目的とした訓練および支援</li><li>・ 社会との交流を促す中で、他者との人間関係を良好に築くために必要なコミュニケーションの方法を身に付ける訓練および支援</li><li>・ 利用者等の健康保持のための適切な支援</li><li>・ 社会生活上必要な活動の支援</li></ul>
レクリエーション	・ 季節の行事・誕生会・余暇活動など

#### (2) 送迎サービス

送迎サービスについては、事業者と利用者等の双方同意の下で実施するものとします。

## 6. 主たる対象者

- (1) 各務原市より「地域生活支援事業受給者証」の発行を受けた、知的障がい者・精神障がい者の方。
- (2) 対象年齢は、18歳から65歳までとします。  
ただし、学校等に在籍されていない方の場合には16歳からとします。

## 7. 利用料金

- (1) 定率負担による利用者負担額

障がい者デイサービスを提供した際には、利用者負担分として上限月額範囲内で、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。上限月額は「地域生活支援事業受給者証」に記載されています。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。「地域生活支援事業受給者証」をご確認ください。

- (2) その他の利用者負担額

下記の項目については、所定の料金を実費としてお支払いいただきます。

食費	昼食 350円
材料費等	利用者個人が利用する備品購入費や、創作的活動に要する材料費等
その他	・外出の際の諸経費の実費 ・その他日常生活において通常必要になる費用で、利用者に負担していただくことが適当であるもの
キャンセル料	無断キャンセルおよび利用予定日の午前10時までに申し出のない当日キャンセルの場合、食費の実費相当額（1日あたり350円）等

- (3) 利用料金の変更

サービスに係る市の定める費用に変更があった場合、また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所が提供するサービスの利用料金を変更することがあります。

## 8. 利用料金のお支払い方法等

- (1) 前項の利用料金については、1か月ごとに集計し、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに発行します。  
お支払い方法については、次のとおりとなります。

現金払い	期日までに当事業所にてお支払いください
銀行振込	期日までに利用者またはご家族の方がお振り込みください
自動口座引落とし	ご指定の金融機関の口座から毎月17日に引き落とします

- (2) 事業者は、サービス利用に対する利用者負担額の支払いを受けた場合は、利用者またはご家族の方へ領収証を発行します。

## 9. サービス利用の中止・変更・追加

- (1) 利用者がサービスの利用を中止または変更する際には、すみやかに事業所までご連絡ください。

電話	090-6610-4153
連絡時間	午前9時から午後6時まで

- (2) ただし変更・追加については、その日の利用状況によって、利用者のご希望に添えない場合があります。
- (3) 無断および当日キャンセルについては、所定のキャンセル料をお支払いいただきます。

## 10. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 健康状態について、日頃と変わったところがあるときは従業者に知らせてください
- (2) ほかの利用者の心身を傷つけるような行為はしないでください
- (3) 施設の備品等を壊すような行為はしないでください
- (4) 事業所内での飲酒はもとより、飲酒してからの事業所の利用はしないでください
- (5) 室内は禁煙です。指定の場所で喫煙してください
- (6) 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動および営利活動はご遠慮ください
- (7) 感染症などにより他の利用者や職員に影響を及ぼす可能性がある場合は、利用の制限をさせていただくことがあります。
- (8) 貴重品は利用者の責任において管理していただきます。事業所において利用上不必要な貴重品はなるべく持ち込まないようお願いします。やむを得ず、自己管理の難しい利用者が貴重品を施設に持ち込む場合は、利用者本人の承諾のもとで従業者がお預かりし、施錠できる場所に保管します。

## 1 1. 緊急時の対応

利用中に著しく心身の変化が認められた場合、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合は、事前の打ち合わせに基づいて家族・主治医等に連絡しますが、従業員の判断により医療機関への受診をお願いする場合があります。医療機関受診のための送迎・付き添いは原則としてご家族でお願いします。

家族・主治医等への連絡が困難な場合は、あらかじめ定めた協力医療機関への診察依頼または緊急搬送等を行うなどの必要な措置を講じます。

協力医療機関	しももとクリニック
--------	-----------

## 1 2. 非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任者を決め、非常災害に関する防災計画・非常災害対策計画および業務継続計画を作成します。

- (1) 非常時においては、別途に定める防災計画・非常災害対策計画および業務継続計画により対応します。
- (2) 平時においては、別途に定める防災計画・非常災害対策計画に則って年2回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

防火管理者	栗木 佳寿子
-------	--------

- (3) 事業継続計画について、従業員に対して周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施します。

## 1 3. 利用者の記録および情報の管理等

- (1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録および情報を適切に処理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録および情報については当該記録を整備した日から5年間保管します。閲覧・複写はサービス提供時間内において可能です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に則った対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所および医療機関等との連絡調整や、市町および関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（別紙「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を行います。

## 14. 保険の加入について

総合賠償責任保険に加入していますので適用できる範囲で補償しますが、念のため、利用者ご自身で損害賠償保険にご加入いただきます（利用者同士のトラブル、利用者による施設の設備・備品の破損・損壊の場合等）。

ただし、利用者がすでに加入されている場合には必要ありません。

## 15. 虐待防止に関する事項

### (1) 当事業所 虐待防止に関する相談窓口

責任者	高橋 寿子
窓口担当者	栗木 佳寿子
受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後6時 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始（12月29日から1月4日まで）と、その他事業所が定める休業日を除きます。
電話番号	058-372-6697

### (2) 各務原市障がい者虐待防止センター

所在地	各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所 健康福祉部 社会福祉課
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの間は除きます。
電話番号	058-383-1111（市役所代表） 058-383-1252（社会福祉課直通）

## 16. 苦情の受付等

### (1) 当事業所における苦情およびご相談

受付担当者	栗木 佳寿子
解決担当者	高橋 寿子
受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後6時 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始（12月29日から1月4日まで）と、その他事業所が定める休業日を除きます。
電話・ファクス	058-372-6697

### (2) 各務原市における苦情受付機関

名称	健康福祉部 社会福祉課
所在地	各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所1階
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの間は除きます。
電話	058-383-1126

### (3) その他の苦情受付機関

名称	岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会
所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館6階
電話	058-278-5136

附記

この重要事項説明書は、令和3年6月1日から適用します。

この重要事項説明書は、令和6年4月1日から適用します。

この重要事項説明書は、令和8年4月1日から適用します。

令和 年 月 日

障がい者デイサービスの提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所所在地：岐阜県各務原市蘇原東栄町2丁目123番地 COZY HOUSE 東栄1階東  
事業所 名称：障がい者デイサービス事業所 ぽこ あ ぽこ

説明者名： \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて、事業者から障がい者デイサービスの提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所： \_\_\_\_\_

利用者氏名： \_\_\_\_\_ 印

家族の住所： \_\_\_\_\_

家族の氏名： \_\_\_\_\_ 印

続 柄： \_\_\_\_\_

代理人住所： \_\_\_\_\_

代理人氏名： \_\_\_\_\_ 印